様式第１（第５条関係）

かごしま市民福祉プラザ会議室使用承認申請書

令和　年　　　月　　日

　　鹿児島市長　殿

　かごしま市民福祉プラザの会議室を使用したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | 住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名    団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 使　　用責 任 者 | 住　所  氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| 使用目的 |  | | | | | |
| 使用期日 | 令和　　年　　　　月　　　日（　） | | | | | |
| 使用する施設、時間及び人数 | □５階大会議室(300人収容)　（　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階中会議室(90人収容)　 （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階小会議室１(18人収容) （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階小会議室２(18人収容) （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階小会議室３(18人収容) （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階小会議室４(18人収容) （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□５階小会議室５( 8人収容) （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人  　□３階会議室１(30人収容)　 （　　時　　分～　　時　　分）（　　　）人 | | | | | |
| 附属備品の使用 | □マイク（□大会議室用、□中会議室用）　□スライドプロジェクター  　□データプロジェクター用ノートパソコン　□ポータブルアンプ及びマイク２本  　□ポータブルデータプロジェクター　　　　□マイクスタンド（本数　　　本）  　□ビデオデッキ　　　　　　　　　　　　　□ＲＧＢケーブル（本数　　　本）  　□データプロジェクター用ＯＨＣ　　　　　□ＡＶケーブル　（本数　　　本）  　□ＣＤプレーヤー　　　　　　　　　　　　□延長コード　　（本数　　　本） | | | | | |
| 会議名等の表示 | □必要（表示題名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　□不必要 | | | | | |
| 承　　認 | 課長 | 係長 | 係 | 承認の可否 | 番号 |  |
|  |  |  | □ 承認します  　□ 承認しません |
| 送付 | 年　　月　　日 |

　注１　太線の中の該当箇所に レ をし、必要事項を記入してください。

　　２　小会議室１及び２又は３及び４は、それぞれ36人収容の会議室として利用できます。

　　３　使用時間には、物品搬入、会場設営、後片付け等の時間を含みます。

　　４　参加者からの参加費、入場料、資料代、負担金等の徴収、会議室等での物品販売等の営利

　　　　行為を伴う使用はできません。

　　５　催しの実施を広報する場合は、広報内容が分かる資料を添付し、申請してください。

　　６　要綱第３条に規定する団体が複数で利用する場合は、組織名、代表者名及びその構成団体

　　　　の名称等が分かる資料を添付し、申請してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備付けの設備 | 大会議室 | 天井つり下げ型データプロジェクター・モニター、  ビデオデッキ、ＭＤプレーヤー、Ｗカセットデッキ |
| 中会議室 | ＭＤプレーヤー、Ｗカセットデッキ |

会議室使用の留意事項

　市民福祉プラザ会議室を使用しようとするにあたっては、以下の点にご注意ください。

１　次の目的での会議室の使用はできません。

　(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること。

　(2) 営利目的と認められる活動を行うこと。

　(3) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反すること。

　(4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反すること。

２　申請される団体・使用目的以外の利用はできません。

　　申請した団体と異なる団体が使用する場合、使用目的に反する利用がされる又は利用されていることが判明した場合には、使用承認の取消し又は使用の中止をお願いする場合があります。

３　広く市民に呼びかけて行う会議等を開催する場合で、広報物（チラシ・ポスターなど）を作成する場合や、申請団体名と主催者名が違う場合は、それらが分かる資料を添付し、申請してください。

４　複数の団体で利用する場合は、その構成団体の全てが要綱第３条に規定する団体である場合のみ利用できます。申請にあたっては、その組織の名称や代表者名、構成団体名などがわかる資料を添付してください。

５　市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、催しのお問い合わせには一切お答えできません。

６　駐車台数には限りがあります。多数の来場が予想される催し等は、事前に公共交通機関の利用を呼びかけてください。

　　なお、本会議室の利用にともなって、市役所駐車場の利用はできませんのでご注意ください。